

＜運搬・処分に係る記載事項＞

※輸入移動書類の交付後、貨物の運搬及び処分に係る事業者におかれでは、それぞれ該当欄に必要事項を記載してください。記載事項が多く本欄に記載することが困難な場合は、必要事項を記載した別紙を添付することが可能です。

【運搬に係る記載事項】輸入特定有害廃棄物等の全ての運搬事業者は、以下の項目をそれぞれ記載してください。

・氏名又は名称：

・引渡しを受けた日付

【処分に係る記載事項】輸入特定有害廃棄物等の処分に係る事業者で、移動書類の第18欄及び第19欄に記載を行う処分施設以外に、処分を行った処分施設がある場合には、以下の項目をそれぞれ記載してください。

・氏名又は名称：

・引渡しを受けた日付：

・引渡しを受けた量：

・処分を行った日付：

・処分の方法：